

平成23年度 県民ボランティア活動支援施策概要

概 要 P 1

主要施策の説明

[県民ボランティア活動の支援体制の整備]

● 全県の支援拠点、地域支援拠点等 P 5

[県民ボランティア活動に対する支援の展開]

1 交流・ネットワーク

● 多様な主体の協働促進 P 8

● 地域ぐるみの主体的な取組に対する支援 P 9

2 人 材

● 多様な主体による活動の裾野拡大

▶ 共 通 P 11

▶ シニア・団塊世代・勤労者 P 12

▶ 若者・子ども P 14

▶ 企 業 P 14

● 活動のリーダー・専門家の養成・活用 P 15

3 活動資金等

● 多様な活動に対応した助成等 P 15

4 情報・ノウハウ

● 情報・ノウハウの集約・一元的提供等 P 17

● 相談・コーディネート P 18

全施策の一覧 P 19

県民ボランティア活動支援施策の推移 P 26

参考資料 (県民ボランティア活動の促進等に関する条例)

(県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針)

平成23年9月1日

兵庫県企画県民部県民文化局協働推進室

概要

1 趣 旨

21世紀の成熟社会において、本格的なボランティアセクターの確立を図るため、平成12年11月に、行政とNPO・ボランティアグループ等の関係やボランティアセクターを支援する具体的な施策展開等の拠り所となる考え方を示す「県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針」を策定した。

本施策概要では、同基本方針に基づき、県民ボランティア活動の全県支援ネットワーク拠点「ひょうごボランティアプラザ」を中心に、各分野・地域において展開する平成23年度施策に関する情報を集約し、県民やNPO・ボランティアグループ等活動団体サイドの視点に立ち、「人材」「活動資金等」「情報・ノウハウ」「活動拠点」「交流・ネットワーク」など具体的な活動資源ごとに整理の上、分かりやすく提供する。

「県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針」(抜粋)

【基本方針の性格】

ボランティアセクターを社会の中に明確に確立する必要がある。ボランティアセクターとは、公的な領域と私的な領域との中間に位置する公共的領域で見られるところの県民一人ひとりの自発的で自律的なボランティア活動の総体を指す。このボランティアセクターの一層の確立のためには、県民の自発的な活動の尊重と、行政の果たすべき役割及び行政が担うことを控えるべき分野を明らかにしておく必要がある。このことを踏まえ、県民ボランティア活動を促進するための施策の拠り所となる基本的な考え方を示す。

【支援活動の範囲】

県民ボランティア活動の広がりへの対応

現在、県内各地域では、福祉分野だけでなく、青少年活動、国際交流・協力、芸術文化、まちづくり、環境保全、災害支援など、様々な分野でボランティア活動が広がっており、その分野の広がりに合わせて対応を行っていく必要がある。また、必要があれば、震災後、活発に活動しているNPO等と、それまで地域に根づき活動してきた自治会、婦人会等の既成の地縁団体、ボランティア団体や企業等との連携を図ることや、それらの団体等を支えることについて配慮する。

行政、ボランティアセクターが担うべき領域の整理

市民自律社会の実現に向けて、行政は、社会基盤の整備や基礎的なサービスの供給などの基本的な役割を担っていき、そのことによりボランティアセクターの担うべき領域が広がっていくことが望まれる。このため行政及びボランティアセクターが担うべき領域を明確に整理し、それぞれの機能が十分に発揮できる仕組みを構築する。これまで行政が過剰に関わってきた領域をボランティアセクターに委ねる環境づくりが必要である。

【県民ボランティア活動の機会の提供及び基盤の整備に関する事項】

(1) 機会の提供に関する事項

県民ボランティア活動が広く県民に理解され、親しまれ、楽しく参加でき、活動の輪が広がっていくような機会の提供を行う。

気運の醸成、
交流の促進

有益な情報の提供、
学校等での体験機会の提供

多様なニーズに応じた講習会などの実施

(2) 基盤の整備に関する事項

県民ボランティア活動が成熟社会に根づき、広がるよう、その基盤となる活動環境の整備を行う。

調査、研究等の推進、
実務のための支援

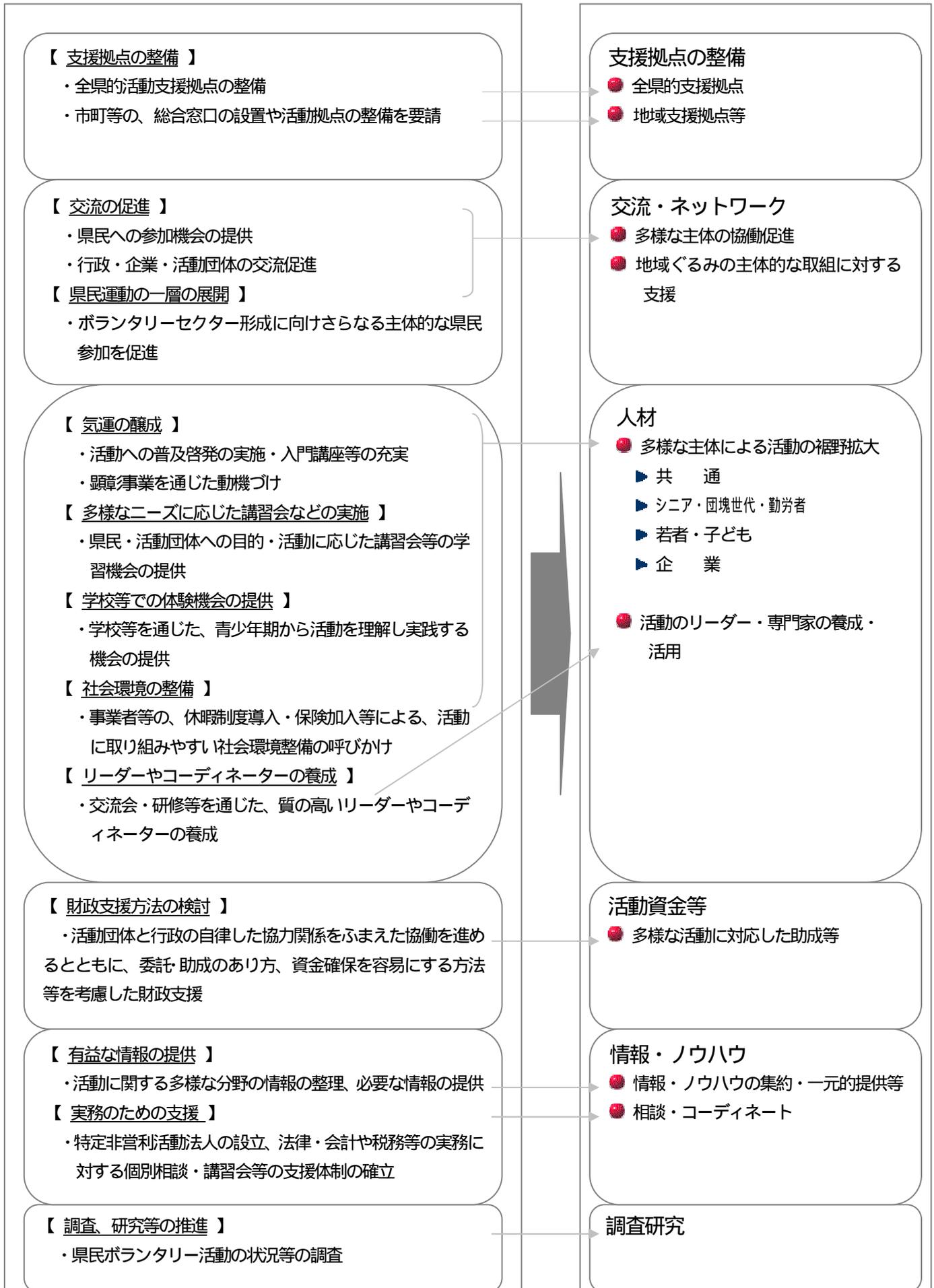
支援拠点の整備、
財政支援方法の検討

リーダーやコーディネーターの養成、
社会環境の整備、
県民運動の一層の展開

2 基本方針に対応するボランティア活動支援施策

県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針

ボランティア活動支援施策



《 参 考 》 主要支援施策の経緯

年度	主要施策	関連トピック
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 全県支援ネットワーク拠点『ひょうごボランティアプラザ』の開設 ▶ 『ひょうごボランティア基金』の設置・助成の開始 ▶ 『NPOと行政の協働会議』の設置(～) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 『特定非営利活動促進法』の施行(～) ▶ 『県民ボランティア活動の促進等に関する条例』の施行(～) ▶ 『県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針』の策定(～)
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 『地域づくり活動情報システム(活動登録)』の運用開始 ▶ 『地域づくり活動応援(パワーアップ)事業』の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 『県民の参画と協働の推進に関する条例』の施行 ▶ 『地域づくり活動支援指針』『県行政参画・協働推進計画』の策定 ▶ 県内NPO法人数500突破
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 『地域協働事業(県民交流・子育て支援・地域防犯)』の開始 ▶ 『地域づくり活動サポーター』の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 『阪神・淡路大震災復興基金事業』の終了 ▶ 台風23号災害救援ボランティア活動の支援
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 『ひょうごボランティア基金』助成の拡充 ▶ 『地域づくり活動情報システム』の拡充(支援ナビ機能の追加) ▶ 『地域別・分野別ボランティア活動支援ネット』の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 参画・協働条例に基づく施策の効果の検証・報告 ▶ 地域ビジョン推進プログラム(第2期)の策定 ▶ 阪神・淡路大震災10周年
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 『ボランティア活動資源マッチングシステム』の構築 ▶ 『災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議』の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 指針・計画の改定 ▶ 『のじぎく兵庫国体』『のじぎく兵庫大会』の開催 ▶ 県内NPO法人数1,000突破
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 『団塊世代等地域づくり活動支援事業』の開始 ▶ 『のじぎくボランティアネット』の運用開始 ▶ 『企業社会貢献活動促進事業』の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 『2007年問題(団塊世代の一斉退職等)』 ▶ 『新行財政構造改革推進方策(新行革プラン)』の策定
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 『ひょうごボランティアプラザ』と地域支援拠点のネットワーク強化 ▶ 『ひょうごボランティア基金』中間支援助成の拡充等 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 『21世紀ひょうご長期ビジョン』の総点検 ▶ 『特定非営利活動促進法』の施行10周年 ▶ 『県民ボランティア活動の促進等に関する条例』の施行10周年
21	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 県民ボランティア活動実態調査の実施 ▶ 企業の社会貢献実践モデル事例調査開始 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 県政推進プログラム100の策定 ▶ 台風9号災害救援ボランティア活動の支援
22	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域づくりネットワーク会議の開始 ▶ 『ひょうごボランティア基金』フロンティア助成等新メニューの開始 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 『第2次行財政構造改革推進方策(第2次行革プラン)』の策定 ▶ 阪神・淡路大震災15周年 ▶ 県内NPO法人数1,500突破
23	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域づくり活動支援事業の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 東日本大震災災害救援ボランティア活動の支援 ▶ 『改正特定非営利活動促進法』の成立(H24.4施行) ▶ 神戸マラソンの開催

(県域の支援拠点)

ひょうごボランティアプラザ
(県社会福祉協議会)

■ コンセプト

全県支援ネットワーク拠点として支援展開
地域支援拠点・中間支援組織に支援
県域の情報ネットワーク基盤の強化
ボランティア・基金による多彩な資金支援

■ 機能

- 交流・ネットワーク
- 情報提供・相談
- 活動資金支援(ボランティア基金等)
- 人材養成
- 調査研究

県社協・県の災害救援本部

- 「災害ボランティアセンター」支援
- ▶ 県内外コーディネーターの招集・派遣
 - ▶ ボランティア募集情報の集約・発信

(地域の支援拠点)

市区町社協ボランティアセンター
(市区町社会福祉協議会)

■ コンセプト

県民に身近な地域支援拠点として、地域固有の課題・資源の情報把握に務め、フェイス・トゥ・フェイスの対応を基本にきめ細かな支援を展開

■ 機能

- ボランティアの担い手育成
- 交流・ネットワーク
- 情報収集・提供
- マッチング・支援
- 相談
- 災害ボランティア活動支援

災害ボランティアセンター(被災地)

- ボランティアコーディネートの窓口
- ▶ 被災状況・被災者ニーズ把握
 - ▶ ボランティア募集情報の発信
 - ▶ ボランティアの受入・派遣
 - ▶ ボランティア保険・資機材の提供

(県民局域の支援拠点)

- ▶ 生活創造センター(神戸・東播磨)・丹波の森公苑
- ▶ 地域生活創造情報プラザ(北播磨・中播磨・西播磨・但馬・淡路)

(市町域の支援拠点)

- ▶ 参画と協働のプラットフォーム等(神戸市)
- ▶ 西宮市市民交流センター
- ▶ あしや市民活動センター
- ▶ 伊丹市立市民まちづくりプラザ
- ▶ 川西市市民活動センター
- ▶ 三田まちづくり協働センター
- ▶ あかし市民活動コーナー
- ▶ 加古川駅前南まちづくりセンター
- ▶ 三木市立市民活動センター
- ▶ 小野市うるおい交流館エクラ
- ▶ 加西市地域交流センター
- ▶ 姫路市民活動・ボランティアサポートセンター
- ▶ 豊岡市民プラザ
- ▶ やぶ市民活動支援センター

(中間支援NPO)

- ▶ 生きがいしごとサポートセンター

(県域の分野別支援拠点)

- ▶ 生きがい創造協会
- ▶ 生涯学習情報プラザ
- ▶ 青少年本部
- ▶ 男女共同参画センター
- ▶ 国際交流協会(国際プラザ)
- ▶ ひょうご環境創造協会(エコプラザ)ほか

連携

交流・ネットワーク

- ▶ **多様な主体の協働促進**
 - ▶ NPOと行政の協働会議
 - ▶ 地域づくりネットワーク会議
 - ▶ サポーターズネットの運営
 - ▶ 災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議
- ▶ **地域ぐるみの主体的な取組に対する支援**
 - ▶ 県民交流広場事業
 - ▶ 地域づくり活動支援モデル事業
 - ▶ 地域安全まちづくり事業
 - ▶ 子育て応援ネット等
 - ▶ まちの寺子屋プロジェクト
 - ▶ ひょうごアドプト

活動資金等

- ▶ **多様な活動に対応した助成等**
 - ▶ ひょうごボランティア基金の運用・助成
 - ・県民ボランティア活動助成
 - ・フロンティア事業助成
 - ・特定課題対応助成
 - ・立ち上げ支援助成
 - ・行政・NPO協働事業助成
 - ▶ 地域づくり活動支援事業
 - ・スーパーNPO育成事業
 - ・NPOカフェ運営事業
 - ・NPO等人材育成事業(再)
 - ・NPOイメージアップ作戦事業
 - ・地域づくり活動支援モデル事業
 - ▶ 地域づくり活動応援事業
 - ▶ まちのにぎわいづくり一括助成事業
 - ▶ コミュニティ・ビジネス離陸応援事業
 - ▶ NPO活動応援貸付制度

人材

- ▶ **多様な主体による活動の裾野拡大**

《 共通 》

 - ▶ ひょうご県民ボランティア活動賞
 - ▶ くすのき・こうのとりの賞
 - ▶ のじぎくボランティアネット

《 シニア・団塊世代・勤労者 》

 - ▶ 団塊世代等地域づくり活動支援相談・窓口案内ネットワーク
 - ▶ まちの寺子屋プロジェクト(再)
 - ▶ ひょうご勤労者ボランティアシステム推進事業

《 若者・子ども 》

 - ▶ ひょうご青少年社会貢献活動認定制度
 - ▶ 「ひょうご・子ども若者応援団」普及活動
 - ▶ 高校生地域貢献事業「トライやる・ワーク」

《 企業 》

 - ▶ 社会貢献企業紹介ホームページ
 - ▶ 建設工事等入札参加資格における社会貢献企業優遇措置
 - ▶ 物品等入札参加資格における社会貢献企業優遇措置
- ▶ **リーダー・専門家の養成・活用**
 - ▶ 地域づくり活動支援事業(NPO等人材育成事業)
 - ▶ ふるさとひょうご創生塾

情報・ノウハウ

- ▶ **情報・ノウハウの集約・一元的提供**
 - ▶ 地域づくり活動情報システム「コラボネット」
 - ▶ 生涯学習情報ネットワークシステム「ひょうごインターキャンパス」
 - ▶ 県民運動情報誌の発行
 - ▶ 社会貢献企業紹介ホームページ(再)
- ▶ **相談・コーディネート**
 - ▶ 地域づくり活動サポーター
 - ▶ 団塊世代等地域づくり活動支援相談・窓口案内ネットワーク(再)
 - ▶ 各支援拠点のコーディネーター・アドバイザー(再)

地域づくり活動活動情報システム

活動の登録

活動資源の登録

情報の提供

NPO・ボランティアグループ・企業・県民

支援施策の登録

主要施策の説明

県民ボランティア活動の支援体制の整備

【 全県的支援拠点 】

ひょうごボランティアプラザの運営【 協働推進室 】

県民ボランティア活動の全県的支援拠点「ひょうごボランティアプラザ」を平成14年6月に開設し、地域支援拠点や中間支援組織に対する支援、県域の情報ネットワークの基盤強化等をコンセプトとして、基盤的・総合的な支援を実施している。

支援機能	主な事業
交流・ネットワーク	NPOと行政の協働会議、地域づくりネットワーク会議、災害救援ボランティア活動支援
情報提供・相談	地域づくり活動情報システム「コラボネット」、ひょうごボランティア活動支援ナビ、のじぎくボランティアネット
人材養成	地域づくり活動支援事業（NPO等人材育成事業）、災害ボランティアコーディネーター養成講座
活動資金支援	ひょうごボランティア基金助成、地域づくり活動支援事業（NPO等基盤整備事業等）、NPOコミュニティビジネス等活動応援貸付制度
調査研究	ボランティアセンター現況調査、県民ボランティア活動実態調査

【 県民局域 】

生活創造センター・地域生活情報プラザの運営【 県民生活課 】

様々な分野にわたる生涯学習、地域づくり活動などの豊かな県民生活を創造するため、各県民局圏域において、県民による主体的な活動の拠点施設として、生活創造センター及び地域生活創造情報プラザを運営する。

施 設	機 能
生活創造センター	活動・地域社会・暮らしに関する情報収集・発信 地域社会・暮らしの課題解決に関する相談・助言 人材養成と多彩な生涯学習機会の提供 生活創造・地域づくり活動の推進、ネットワーク化支援 地域社会の共同利益実現をめざす協働事業の企画・実施 活動を支える関係機関・団体・人材の協働の推進
神戸生活創造センター	
東播磨生活創造センター	
丹波の森公苑	
地域生活創造情報プラザ	
うれしの生活創造情報プラザ(嬉野台生涯教育センター)	
中播磨生活創造情報プラザ(中播磨消費生活創造センター)	
西播磨生活創造情報プラザ(西播磨文化会館)	
但馬生活創造情報プラザ(但馬文教府)	
淡路生活創造情報プラザ(淡路文化会館)	

生きがいしごとサポートセンターの運営【 しごと支援課 】

(コミュニティ・ビジネス等総合支援事業)

地域社会貢献と生きがいある働き方を目指す者のコミュニティ・ビジネス等での起業・就業を総合的に支援し、活力ある地域社会づくりと新たな働き方の創出を図るため、中間支援組織（NPO法人等）による「生きがいしごとサポートセンター」の運営を支援する。

施設	機能
生きがいしごとサポートセンター神戸東	基本的事業（起業・就業支援） ▶ 情報提供 ▶ 相談業務 ▶ 無料職業紹介 ▶ コミュニティビジネスゼミナール ▶ 実務講習会 定着・循環事業（提案型事業） ▶ インターンシップ研修 ▶ 起業体験者セミナー ▶ 技能・資格取得セミナー ▶ 専門家派遣事業 など 団塊世代の元気推進事業（提案型事業） ▶ 企業と連携した団塊世代の起業・就業支援 ▶ 団塊世代の実践的な起業・就業支援 など
生きがいしごとサポートセンター神戸西	
生きがいしごとサポートセンター阪神南	
生きがいしごとサポートセンター阪神北	
生きがいしごとサポートセンター播磨東	
生きがいしごとサポートセンター播磨西	
実施方法	中間支援組織（NPO法人等）に補助

【 市町域 】

市区町社会福祉協議会ボランティアセンターに対する支援【 協働推進室 】

(ひょうごボランティア活動サポート事業)

地域における県民ボランティア活動やネットワークの拡大を促進し、全県的な支援体制の確立をめざすため、県民に身近な地域支援拠点である「市区町社会福祉協議会ボランティアセンター」が実施する「学習機会の提供」「交流・ネットワーク促進」「情報の収集・提供」「マッチング・支援」「相談」に関する事業に対して補助する。

機能	担い手育成	▶ ボランティア養成講座 ▶ ボランティアアドバイザー・リーダー養成講座
	交流・ネットワーク	▶ ボランティア祭り・フェスタの開催 ▶ 地域団体、NPO、ボランティアグループとの交流会・研修会
	情報収集・提供	▶ ボランティア登録 ▶ 災害時要援護者の把握 ▶ ホームページ運用・情報誌発行
	マッチング・支援	▶ ボランティア派遣依頼の調整
	相談	▶ 相談・助言
	災害ボランティア活動支援	▶ 災害ボランティアの養成・フォーラム・学習会 ▶ 災害救援マニュアルの策定
実施方法	市区町社会福祉協議会（神戸市除く）に補助 （ 県社会福祉協議会（ひょうごボランティアプラザ）を經由 ） 【 補助率 】 県 1 / 3、市町・市区町社会福祉協議会 2 / 3	

ボランティア振興事業【福祉法人課】

ボランティア活動振興の核であるボランティアセンター等の機能向上を図るとともに、地域課題の解決に向けた取り組みを広げるボランティア・福祉学習を推進する。

内 容	ボランティア・市民活動パワーアップ事業 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市町社会福祉協議会ボランティアセンター連絡会議の開催 ▶ ボランティアセンター担当者会議・研修の開催 ▶ 個別訪問、ヒアリングの実施 ▶ ボランティアセンターからの情報発信支援
	ボランティア・福祉活動実践研究事業 <ul style="list-style-type: none"> ▶ ボランティア・福祉学習実践研究会の開催 ▶ アドバイザー派遣 ▶ 実践事例集の発行
実施主体	兵庫県社会福祉協議会

《 参 考 》 市町の支援拠点

神戸地域	協働と参画のプラットフォーム、神戸市コミュニティ相談センター ほか
阪神南地域	西宮市市民交流センター、あしや市民活動支援センター
阪神北地域	伊丹市立市民まちづくりプラザ、川西市市民活動センター、三田市まちづくり協働センター
東播磨地域	あかし市民活動フリースペース、稲美町ボランティア協会
北播磨地域	小野市うるおい交流館「エクラ」、加西地域交流センター
但馬地域	豊岡市民プラザ、やぶ市民活動支援センター

県民ボランティア活動に対する支援の展開

1 交流・ネットワーク

地域ぐるみの取り組みを通じたコミュニティの構築・再生を図るため、地域課題の解決に向けた地域ぐるみの取組を支援するとともに、多様な主体間のボランティア活動のノウハウ・資源の相互補完による活動の拡大・エンパワメントを図るため、団体・NPO、行政、企業等多様な主体間の協働を促進する。

(1) 多様な主体の協働促進

NPOと行政の協働会議【協働推進室】

NPOや地域団体、行政等の多様な主体が一体となって地域課題の解決に向けた協議、情報換等を行っている。

会議の構成	内 容
全体会	NPO及び参画協働施策を推進する県関係課の幹事が参加する意思決定機関として運営
専門部会	特定分野のテーマについて効果的・効率的に対応するとともに、NPO・行政の幹事以外のNPO・行政機関等に、広く会議への参画機会を提供するため、プロジェクトチーム方式で特定テーマを検討
出前会議等	地域の要請に応じて当該地域と協働で企画運営

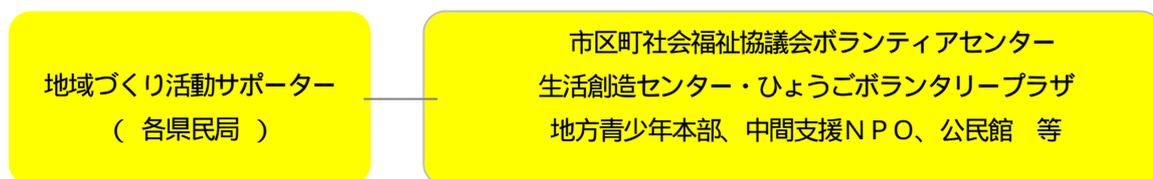
地域づくりネットワーク会議【協働推進室】

県内各地域の活性化に向け、様々な主体の連携による取り組みの促進やこれまでにない新たなつながりを形成する全県規模の会議を開催する。

参加者	NPO法人、地域団体、企業、市町社協、市町、県
内 容	【テーマ例】災害時支援と企業のCSR活動
実施主体	県社会福祉協議会（ひょうごボランティアプラザ）に補助

サポーターズネットの運営（地域支援拠点間のネットワーク）【協働推進室】

各県民局の「地域づくり活動サポーター」が中心となり県民局域の支援拠点がネットワークを構築し、それぞれが把握している活動実態・課題、支援の体制・内容に関する情報共有・意見交換を行う。



平時・災害時の支援拠点間のネットワーク形成

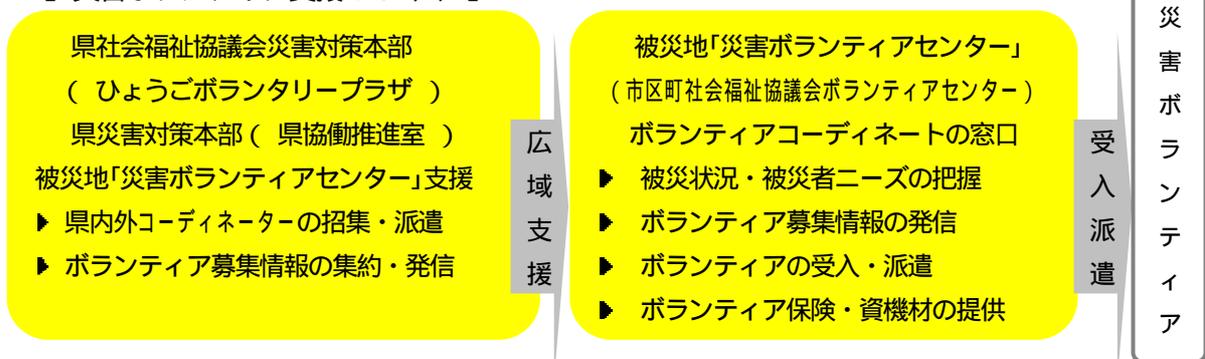
県民ボランティア活動の全県支援ネットワーク拠点「ひょうごボランティアプラザ」を中心に、平時・災害時における県域・地域の支援ネットワークを形成する。

災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議【協働推進室】

(災害救援ボランティア活動支援システム強化事業)

区 分	構 成 員
支援拠点等	ひょうごボランタリープラザ、神戸市社会福祉協議会、県共同募金会、 県ボランティア協会、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議
NPO	阪神高齢者・障害者支援ネットワーク、日本災害救援ボランティアネットワーク
行 政	県（ 協働推進室・防災企画局防災企画課・防災計画課 ）
企業・労組等	県商工会議所連合会、県商工会連合会、県経営者協会、 日本労働組合総連合会兵庫県連合会、日本青年会議所近畿地区兵庫ブロック協議会、 県労働者福祉協議会、生活協同組合コープこうべ、日本赤十字社兵庫県本部
実施方法	県社会福祉協議会（ ひょうごボランタリープラザ ）に補助

【 災害ボランティア支援のしくみ 】



(2) 地域ぐるみの主体的な取組に対する支援

地域協働事業の展開【 県民生活課・地域安全課・少子対策 】

家庭や地域が持つ本来の力を引き出し、地域コミュニティの基盤強化を図るため、地域を舞台に、県民・事業者・行政が一体となって取り組む生活創造・防犯・子育て支援等の地域づくり活動を支援する。

事業名	内 容
<p>県民交流広場事業 【 県民生活課・各県民局 】</p> <p>県民一人ひとりが、小学校区などの身近な地域を舞台に、多彩な分野で、実践活動・交流、生涯学習、情報収集・発信等に取り組むことができるよう、活動の場の整備と活動の立ち上げに要する経費の助成を行うとともに、地域コミュニティの担い手確保や広場のネットワーク化を応援し、参画と協働によるコミュニティづくりを拡げる。</p>	<p>【対象者】 地域推進委員会（自治会・婦人会・老人クラブ・子ども会やボランティアグループ・NPO等が参画する住民組織）</p> <p>【助成額】 整備費1,000万円以内・活動費300万円以内</p> <p>【実施例】▶地域課題解決（子育て支援、防犯活動、環境保全等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶生活の豊かさ向上（文化・学習活動、健康づくり等） ▶地域に根ざしたしごと・交流の活性化（コミュニティ・ビジネス、都市部・留学生との交流等） ▶横断的な取組（コミュニティ内の情報共有等） <p>【その他】▶地域コミュニティアワード、地域交流フェスタの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶全県連絡協議会、地域ネットワーク会議の開催 ▶コミュニティ応援隊（アドバザ-）の派遣 ▶高齢者大学OB等による団塊世代・シニアデビュー支援等

<p>地域づくり活動支援モデル事業 【協働推進室】</p> <p>NPO等と県・市町が協働により地域課題を解決するモデル事業を実施</p>	<p>【対象者】 特定非営利活動法人、地縁組織、公益法人、社会福祉法人等の民間非営利組織</p> <p>【支援額】 県モデル：1,000～10,000千円 市町モデル：3,000千円 (政令市10,000千円、中核市4,000千円)</p>
<p>地域安全まちづくり事業 【地域安全課・各県民局】</p> <p>まちづくり防犯グループの活動を支援するとともに、地域安全まちづくり推進員・事業所における防犯責任者の設置促進を通じて、県民・地域団体や事業者による地域安全まちづくり活動の一層の促進と定着を図り、県警察との連携のもと、安全に安心して暮らせる地域社会の実現をめざす。</p>	<p>まちづくり防犯グループの活動支援</p> <p>ア 防犯活動用品の配布</p> <p>【対象者】 まちづくり防犯グループ</p> <p>【支援内容】 ジャンパー、帽子等の防犯活動用品を配布</p> <p>イ 防犯カメラの設置補助</p> <p>【対象者】 市町又はまちづくり防犯グループ等の地域団体</p> <p>【助成額】 1箇所180千円</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域安全まちづくり推進員・事業所防犯責任者の設置 ▶ ひょうご地域安全まちづくり活動賞による顕彰 等
<p>子育て応援ネット等の推進 【少子対策課・各県民局】</p> <p>子育て家庭への見守り・声かけ・相談・情報提供を促進する運動(子育て家庭応援運動)を展開し、地域の大人たちが子育てに積極的に関わる気運を全県で盛り上げる中で、虐待・問題行動等SOSをキャッチした場合は専門機関につなぐ(SOSキャッチ・支援)など、地域ぐるみで子育て家庭を支援する。</p>	<p>地域子育てネットワーク活動助成</p> <p>【対象者】 地域子育てネットワーク事業を推進する市町の推進母体</p> <p>【助成額】 各推進母体実施する子育て応援活動やSOSキャッチ活動に要する経費(15万円)</p> <p>子育て支援情報の総合発信 情報誌「地域子育てネットワークだより」の発行 地域子育てネットワークの連携・研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 県民局域のネットワーク交流会 ▶ 全県レベルの研修大会

まちの寺子屋プロジェクトの推進【少子政策課】

核家族化や地域社会の人間関係の希薄化の進展などにより家庭の子育て力が低下している中、中高年世代をはじめ地域の大人達の経験や知恵を活かしながら、子育て支援に活かしていく仕組みづくりを進める。

<p>まちの寺子屋師範塾の開催</p>	<p>対象者 地域の子育て支援活動への参加を希望する者</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 県内大学の協力を得て、地域の子育て支援者などが、地域の子育て支援、子どもの発達・健康・食生活などについて学ぶ講座を開催 ▶ 修了証の授与
<p>まちの寺子屋の開設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の大人が、子どもたちに昔遊び、囲碁・将棋などの伝統文化体験、食の体験活動等を通じて、社会のルールや礼儀作法などを伝える「まちの寺子屋」の開設を促進 ・まちの寺子屋看板の貸与 ・県HPでの活動紹介 ・子育て支援情報の提供

県民等とのパートナーシップによる道路・河川等の維持管理（ひょうごアドプト）

【 技術企画課・道路保全課・河川整備課・港湾課・各県民局 】

県が管理する道路・河川・海岸などの公共物において、地域住民がボランティアで清掃美化活動を行い、快適な生活環境の創出に取り組むことにより、地域への愛着心を深めるとともに、新たなコミュニティの形成を促進し、いきいきとした地域づくりを目差す。

対象者	地域の住民・企業等の団体
内 容	県管理の公共物において、一定区間毎に清掃美化活動等を行う団体を募集 管理者と参加団体が合意書を締結（養子縁組（アドプト）） 参加団体は担当地区の清掃美化・草刈り・植栽等を行い、県は活動団体等を表示する看板の設置や地域の状況に応じて、ボランティア保険への加入、軍手・ゴミ袋の支給等の支援

2 人 材

県民一人ひとり、団体・NPO、企業など多様な主体が、地域社会の一員として、それぞれの個性・能力を発揮しながら、ボランティア活動に参画・協働していくことができるよう、地域に潜在する新たな活動の担い手の発掘・育成及び活動を支えるリーダー・専門家の養成・活用を図る。

（1）多様な主体による活動の裾野拡大

▶ 共 通

ひょうご県民ボランティア活動賞【 協働推進室 】

永年にわたり県民ボランティア活動を行っている県民の栄誉を讃える。

対 象 者	個人 ・ 団体	
推 薦 要 件	活動歴3年以上	先駆的、先導的に県民ボランティア活動を継続し、他の模範となるもの
	活動歴5年以上	県民ボランティア活動を通じて社会又は人のために尽くしてきたもの
圏 域	全 県	

くすのき・こうのとり賞【 協働推進室 】

ボランティア活動等を通じ、こころ豊かな美しい地域社会又は職域づくりに貢献した県民を讃える。

	くすのき賞	こうのとり賞
対 象 者	団体	個人
推 薦 要 件	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域社会又は職域の連帯意識の醸成に貢献している団体 ▶ 住みよい地域環境の形成に貢献している団体 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ こころ豊かな美しい兵庫の実現に貢献があり、概ね3年以上地域活動を実践している者
圏 域	県民局域	

のじぎくボランタリーネットの運用【 協働推進室 】

県民ボランティアの活躍により成功裏に幕を閉じた「のじぎく兵庫国体」「のじぎく兵庫大会」におけるボランタリー活動の機運の高揚を一過性のものとせずより多くの県民に広げていくため、希望者に対して、活動機会に関する情報をタイムリーに提供する。

対象者	「のじぎく兵庫国体」「のじぎく兵庫大会」ボランティアをはじめ活動を希望する県民
内容	登録者に対してメールマガジン等で活動機会に関する情報を提供 ▶ 県域・県民局域の大規模イベントや各種大会でのボランティア募集情報 ▶ 災害時の災害救援ボランティア募集情報 ▶ 地域のボランタリー活動情報 等
実施方法	県社会福祉協議会（ひょうごボランタリープラザ）に補助

▶ シニア・団塊世代・勤労者

団塊世代等活動相談・窓口案内ネットワークの運営【 協働推進室 】

地域づくり活動、生きがい仕事、生涯学習、就農等団塊世代の多様な活動ニーズに対応するため、官民の相談機関のネットワークを立ち上げ、それぞれの専門分野を超えて相談ノウハウ・情報共有を図り、各機関の相談対応能力の向上を図るとともに適切な機関に円滑につなげるほか、様々な分野の相談情報を一元的に分かりやすく提供する。

構成員	地域づくり活動	ひょうごボランタリープラザ
	生きがい仕事	生きがいしごとサポートセンター（県内6箇所）
	生涯学習	生涯学習情報プラザ
	就農	ひょうご就農支援センター、兵庫楽農生活センター
	田舎暮らし・農業体験	ひょうご田舎暮らし・多自然居住支援協議会、たじま田舎暮らし情報センター、たんば田舎暮らしワンストップ相談、あわじ暮らし総合相談窓口
	分野横断	県民総合相談センター、県シルバー人材センター等
取組	▶ 県域・地域の支援機関の支援・相談窓口に関する総合案内 ・ リフレット「団塊世代等のみなさんの新しい自分探しを応援します」の配布 ・ ガイドブック「団塊世代等地域デビュー応援ガイドブック」の配布 ・ ホームページ「団塊世代等の自分探しコーナー」の運用 ▶ ネットワーク会議（支援拠点相互の支援・相談窓口に関する情報・ノウハウの共有）	

ひょうご勤労者ボランティアシステム推進事業【 労政福祉課 】

勤労者のボランティア活動を促進し、参画と協働をめざす地域社会づくりの推進と、ゆとりある勤労者生活の実現するため、勤労者ボランティアと利用者とのマッチング等を支援する。

支援内容	▶ 勤労者ボランティア・利用者の開拓・登録・マッチング ▶ ボランティア初期活動のサポート ▶ ホームページによるボランティア情報の提供
------	--

活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 介護補助・話し相手等の活動【対象：高齢者・障がい者】 ▶ 見守り・遊び相手等の活動【対象：幼児・児童】 ▶ 実演活動（活動例：手品、民謡、大道芸、詩吟） ▶ 指導・講師等の活動（活動例：パソコン、毛筆、そば打ち、将棋） ▶ その他の活動（活動例：イベント補助、園芸）
実施方法	兵庫県労働者福祉協議会に業務委託

高齢者大学の運営【 県民生活課 】

生涯学習の一環として、高齢者に総合的・体系的な学習機会を提供するため、いなみ野学園等高齢者大学を運営するほか、より専門性の高い実践的な学習を通じ地域社会の課題解決を図るリーダーとしての活躍が期待できる人材を養成するため、いなみ野学園大学院を運営する。

施 設	講座内容						
いなみ野学園	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域活動指導者養成講座（ 2 年制 ） 2 3 年度より大学院講座に統合。2 学年のみ実施 ・ 専門講座（コミュニティづくり、健康科学等） 						
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 4 年生大学講座 ・ 教養講座 ・ 専門講座（ 園芸、文化、陶芸、健康づくり(1 学年)、健康福祉(2 ~ 4 学年)) 						
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高齢者放送大学講座 						
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 大学院講座（ 2 年制 ） ・ 1 学年：歴史・文化コース、地域活動コース ・ 2 学年：健康福祉コース、歴史・文化コース、地域づくりコース 						
阪神シニアカレッジ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 4 年制大学講座 ・ 教養講座 ・ 専門講座（園芸、健康福祉、国際理解） ▶ 阪神ひと・まち創造講座（ 2 年制 ） ・ 専門講座（人間関係を学ぶ、阪神地域を学ぶ等） 						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">地域高齢者大学</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">うれしの学園生涯大学</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">西播磨高齢者文化大学（ゆうゆう学園）</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">但馬文教府みてやま学園</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">丹波OB大学</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">淡路文化会館「いざなぎ学園」大学</td></tr> </table>	地域高齢者大学	うれしの学園生涯大学	西播磨高齢者文化大学（ゆうゆう学園）	但馬文教府みてやま学園	丹波OB大学	淡路文化会館「いざなぎ学園」大学	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高齢者大学講座（ 4 年制 ） ▶ 地域活動実践講座（ 2 年制 ）
地域高齢者大学							
うれしの学園生涯大学							
西播磨高齢者文化大学（ゆうゆう学園）							
但馬文教府みてやま学園							
丹波OB大学							
淡路文化会館「いざなぎ学園」大学							
実施方法	いなみ野学園、阪神シニアカレッジ及び丹波OB大学を除く地域高齢者大学は、(公財)兵庫県生きがい創造協会に補助（丹波OB大学は、(財)兵庫丹波の森協会に補助）						

▶ 若者・子ども

高校生地域貢献事業～トライやる・ワーク～【 高校教育課 】

高校生に地域社会の一員としての高校生の自覚と態度を養うため、自ら地域社会に貢献できる取組を企画・実施し、地域社会に対する参画意識を高めるとともに、社会性や自主性など豊かな人間性を育む。

対象者	全県立高等学校の1年生中心
内容	クラス単位によるボランティア活動やグループ単位による福祉活動等、独自の活動を計画・実行
活動例	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 文化、芸術、スポーツ振興活動 ▶ 地域安全活動 ▶ まちづくり推進活動 ▶ 災害復旧活動 ▶ 保健、福祉増進活動 ▶ 環境保全活動 ▶ 社会教育推進活動

▶ 企 業

社会貢献企業紹介ホームページ「地域とともに歩むひょうごの企業」の運営【 協働推進室 】

(企業社会貢献活動促進事業)

多様な活動資源・ノウハウを有する「企業」の社会貢献活動を促進するためには、「大企業」が中心となっている活動を「中小企業」にまで拡げていく必要がある。このため、県域レベルでは顕在化しにくい「地域密着型の活動を実践している中小企業」を中心に発掘・顕彰するとともに、活動の意義・ノウハウの普及を図る。

県ホームページ「地域とともに歩むひょうごの企業」の内容	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 県域レベルで顕在化しにくい「地域密着型の社会貢献活動」を実践している中小企業等の活動ノウハウ・効果・理念の紹介(リレーインタビュー記事) ▶ 社会貢献活動100事例集 ▶ 県が表彰した社会貢献企業の活動内容の紹介 ▶ 県支援施策等の紹介 ・ 各種顕彰(表彰・賞・感謝)・各種協定の締結 ・ 情報提供、相談窓口
-----------------------------	--

建設工事等入札参加資格における社会貢献企業の優遇措置【 契約管理課 】

建設工事等の入札参加資格において、社会貢献評価数値を反映する。

- ▶ 障害者雇用
- ▶ 建設雇用改善優良事業所兵庫県知事表彰
- ▶ ISO認証取得
- ▶ 男女共同参画社会づくり協定締結
- ▶ 子育て応援協定締結
- ▶ 社会貢献活動 等

(2) 活動のリーダー・専門家の養成・活用

地域づくり活動支援事業（NPO等人材育成事業）

NPO等の運営基盤の確立を支援するため、専門性の高い知識、技能を習得できる人材を育成する。

支援対象者	NPO法人、地域団体、ボランティア団体等の非営利組織
委託額	100万円以内
実施主体	中間支援組織に委託

ふるさとひょうご創生塾の開設【 県民生活課 】

地域づくり活動の第一線で活躍しているリーダーが、ふるさとづくりの理念・理論、情報や人材をつなぐ技法等を学ぶことで、課題解決の糸口の発見・ネットワークの拡大など、さらに大きく飛躍するための講座を開設する。

内 容	1年次	▶ 導入講座・基礎講座（人間関係づくり・実践活動前提学習） ▶ 実践講座（専門的スキルアップ（基礎）・事例学習） ▶ 実践講座（専門的スキルアップ（応用）・体験型グループワーク・企画書作成）
	2年次	▶ 企画の練り直し・実践・報告会・まとめ・ふりかえり
実施主体	企画運営委員会（大学教員、実践家等で構成）	

3 活動資金等

安定・継続的なボランティア活動の基盤を確保するため、各主体の活動内容に応じたきめ細かな財政支援を展開するとともに、行政のみならず社会全体で活動を支えていくことができるよう、活動資源の調達・分配のしくみづくりに取り組む。

(1) 多様な活動に対応した助成等

ひょうごボランティア基金の運用・各種助成【 協働推進室 】

「ひょうごボランティア基金」を県民・企業からの寄附の受け皿とし、その運用益を活用して、団体・NPOによる草の根の活動から中間支援活動まで、多様なボランティア活動に対応したきめ細かな助成メニューを展開している。

地域づくり活動支援事業【 協働推進室 】

「新しい公共」の担い手となるNPO等（特定非営利活動法人、地縁組織、公益法人、社会福祉法人等の民間非営利組織）の自立的な地域づくり活動を支援する。

事業名	内 容
スーパーNPO育成事業	運営・経営セミナーや相談会の開催、専門家による個別指導、ネットワーク形成のための取組等によりNPO等の活動基盤の整備を支援 【支援額】3,000千円
NPO等カフェ運営事業	活動・経営の相談、交流・情報提供等を行う運営等によりNPO等の活動を支援 【支援額】1,000千円
NPO等人材育成事業	NPO等の活動を支える専門性の高い人材の育成 【支援額】1,000千円
NPOイメージアップ作戦事業	寄附税制の説明会の開催、専門家派遣による個別指導、寄附募集イベントの開催等によりNPO等の寄付金集めを支援 【支援額】1,000千円
地域づくり活動支援モデル事業 (再掲)	NPO等と県・市町が協働により地域課題を解決するモデル事業を実施 【支援額】県モデル：1,000～10,000千円 市町モデル：3,000千円（政令市10,000千円、中核市4,000千円）

地域づくり活動応援事業【 協働推進室・各県民局 】

地域課題に対する住民の意識向上、課題解決に必要なノウハウや地域コミュニティの形成を図るため、自治会・婦人会・老人クラブ・子ども会等地域団体が提案する、地域をより良くする様々な取り組みの企画に対して助成する。

対象者	地域団体（自治会・婦人会・老人クラブ・子ども会等）	
対象経費 ・助成額	広域活動枠	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 50万円以内/団体 ▶ 市町域を超える取組への支援
	活動枠	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 50万円以内/団体 ▶ 地域団体等の創意工夫による地域特性を活かした取組への支援
その他の支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 助成事業に対して「地域づくり活動サポーター」等が相談、情報提供等によりサポート ▶ 助成事業実施後の交流報告会等によりノウハウ共有等 	

コミュニティ・ビジネス離陸応援事業【 しごと支援課 】

（コミュニティ・ビジネス等総合支援事業）

地域社会の様々なニーズを満たすサービスを有償で提供するコミュニティ・ビジネスを新たに起こそうとする者を支援することにより、県民の様々な活動分野におけるコミュニティ・ビジネスの創出を促進する。

補助対象	コミュニティ・ビジネスの事業立ち上げ経費
補助金額	上限75万円（一部100万円）
補助率	補助対象経費の2分の1以内
補助期間	1年間

NPO活動応援貸付制度【協働推進室】

NPO法人等の活動のフィールド拡大に伴う設備投資やコミュニティビジネスの展開などの資金需要に対応するため、低利の貸付制度を実施する。

対象者	1年以上継続して県内で活動しているNPO法人等
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 設備資金（機器の購入費、事務所増改築費等） ▶ 運転資金（委託料等入金までのつなぎ資金、研究開発資金等）
貸付額・利率	50～600万円（年1.55%）
貸付条件等	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 返済期間7年以内（うち6ヶ月以内据置可） ▶ 元利均等月賦方式による返済
実施方法	県社会福祉協議会（ひょうごボランタリープラザ）に貸付

4 情報・ノウハウ

地域・分野を超えたボランタリー活動のノウハウ普及、団体・NPO間の交流促進を図るため、県内各地域の多様な活動・支援に関する情報の集約・一体的提供を図る情報ネットワーク及び活動の内容に応じた相談・コーディネートに対応できる体制を構築する。

（1）情報・ノウハウの集約・一元的提供等

地域づくり活動情報システム「コラボネット」の運用【協働推進室】

県内でボランタリー活動を行う地域団体・NPO等の団体情報や地域づくり活動情報の登録を行い、発信する情報ネットワーク「コラボネット」を運営し、登録者相互の交流支援等を行う。

地域づくり活動情報システム「コラボネット」		
機能	地域づくり活動登録システム	ひょうごボランタリー活動支援ナビ
目的	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域・分野を超えた活動ノウハウ等の共有 ▶ 課題解決に向けた複数アプローチの発見 ▶ 複数アプローチを協働で取組むきっかけづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 多様な活動支援情報を団体・NPOに分かりやすく提供 ▶ 活動支援と団体・NPOのニーズのマッチング
登録情報	団体・NPOの活動・団体概要に関する情報	行政や公益団体等による「ヒト」「モノ」「資金」「場所」「ノウハウ」の「提供」情報 団体・NPOによる自らの活動に対する「ヒト」「モノ」「資金」「場所」の「募集」情報
登録者	団体・NPO	活動支援を実施している支援拠点、中間支援NPO、助成財団、行政、企業等 自らの活動に対する支援を求める団体・NPO
閲覧方法	<ul style="list-style-type: none"> ▶ パソコン又は携帯電話から閲覧 ▶ 地域づくり活動の地域別・分野別、キーワード等による情報検索が可能 	
サービス	▶ 各種講座・助成など地域づくり活動に役立つ情報を掲載したメールマガジンの配信	
実施方法	県社会福祉協議会（ひょうごボランタリープラザ）に補助	

生涯学習情報ネットワークシステム「ひょうごインターキャンパス」の運用【県民生活課】

人々の学びを通じた知的な活動に対する欲求が高まる中、インターネットを活用し、様々な学習資源をより身近なものとし、生涯学習活動を深める手がかりとしての情報を提供するとともに、県民や生涯学習関係機関が主体的に情報を発信し、交流できる空間づくりをめざす。

特 徴	機 能
ワンストップで生涯学習情報が提供される生涯学習のポータルサイト	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 講座・イベント情報 ▶ 講師情報 ▶ eメールによる学習相談 ▶ 資格情報 ▶ 施設・団体・グループ情報
学習者参画型のサイト	<ul style="list-style-type: none"> ▶ インターキャンパスコミュニティ ▶ 学びのギャラリー ▶ 学習指導者登録バンク
生涯学習関係機関の活動支援	▶ 参画機関のPRの場の提供
生涯学習関係機関ネットワークの結節点	▶ 参画機関が相互に情報交換できる場の提供

(2) 相談・コーディネート

地域づくり活動サポーターの配置【 協働推進室・各県民局 】

地域社会の共同利益の実現をめざす、県民の様々な地域づくり活動を効果的に支援するため、県民の身近なアドバイザーとして、また、団体・グループ・NPO等多様な「民」の主体の「つなぎ役」として、さらには県民局域で活動する各種推進員や支援機関の連携の推進役として、「地域づくり活動サポーター」を配置する。

地区サポーター	情報発信 相談・アドバイス 地域資源（人材・活動場所等）のつなぎ役 マッチング（多様な主体間の仲介）
総合コーディネーター	サポーター業務の総合コーディネート 地域内の各種推進員、コーディネーター、地域団体・NPOなど、活動支援のキーパーソンのネットワーク構築 県民運動情報誌等に用いる地域情報の作成

各支援拠点に配置されている主なコーディネーター・アドバイザー

	施 設	コーディネーター・アドバイザー	役 割
県 域	ひょうごボランティアプラザ	活動支援員	地域づくり活動に関するアドバイス・情報提供（NPO法人設立相談を含む）
		地域活動コーディネーター	地域づくり活動団体等のネットワークづくり
	(財)兵庫県勤労福祉協会	ボランティアコーディネーター	勤労者等を対象にした「ひょうご勤労者ボランティアシステム」に係る活動機会のマッチング
県 民 局 域	生活創造センター	活動支援コーディネーター	生活創造活動・地域づくり活動に関するアドバイス・ネットワークづくり
		生活情報活動アドバイザー	生活創造活動・地域づくり活動に関する情報提供
	生活創造情報プラザ	生活創造活動コーディネーター	生活創造活動・地域づくり活動に関するアドバイス・ネットワークづくり、情報提供
市 町 域	市町社会福祉協議会ボランティアセンター	ボランティアコーディネーター	地域づくり活動に関するアドバイス・情報提供・ネットワークづくり・活動機会のマッチング

平成23年度県民ボランティア活動支援施策一覧

新:新規事業
 拡:拡充して実施する事業

1 県民ボランティア活動の支援体制の整備

単位:千円

(1) 支援拠点の整備

県域支援拠点の整備等

新・拡	事業名	再掲	22現計	23予算額	担当課室名
	ひょうごボランティアプラザの運営		104,659	88,984	協働推進室
	生涯学習情報プラザの運営		25,450	25,689	県民生活課
	兵庫県青少年本部の運営		56,783	59,299	青少年課
	兵庫県国際交流協会(ひょうご国際プラザ)の運営		159,739	146,888	国際交流課

地域支援拠点の整備・支援等

新・拡	事業名	再掲	22現計	23予算額	担当課室名
	ボランティア基金助成 (ひょうごボランティア活動サポート事業)		-	54,000	協働推進室(ボランティアプラザ)
	地域生活創造情報プラザの設置・運営		13,881	7,446	県民生活課
	文化会館等の運営		54,587	105,610	県民生活課
	嬉野台生涯教育センターの運営		81,379	78,643	県民生活課
	生活創造センター構想の推進		14,080	7,645	県民生活課
	神戸生活創造センターの運営		168,985	151,828	県民生活課
	東播磨生活創造センターの運営		35,880	35,200	県民生活課
	丹波の森公苑の運営		114,934	110,288	県民生活課
	コミュニティ・ビジネス等総合支援事業		75,077	72,169	しごと支援課

中間支援NPOに対する支援

新・拡	事業名	再掲	22現計	23予算額	担当課室名
新	地域づくり活動支援事業(スーパーNPO育成事業)		-	30,000	協働推進室
新	地域づくり活動支援事業(NPO等カフェ運営事業)		-	10,000	協働推進室
新	地域づくり活動支援事業(NPO等人材育成事業)		-	5,000	協働推進室
新	地域づくり活動支援事業(NPOイメージアップ作戦事業)		-	10,000	協働推進室

(2) 平時・災害時の支援拠点間のネットワーク形成

新・拡	事業名	再掲	22現計	23予算額	担当課室名
	ひょうごボランティアプラザの運営	再	104,659	88,984	協働推進室(ボランティアプラザ)
	災害救援ボランティア活動支援システム強化事業 (災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議)		255	255	協働推進室(ボランティアプラザ)
	団塊世代地域づくり活動支援事業		1,000	1,000	協働推進室
	ボランティア基金助成 (ひょうごボランティア活動サポート事業)	再	-	54,000	協働推進室(ボランティアプラザ)

2 県民ボランティア活動に対する支援の展開

(1) 交流・ネットワーク

多様な主体の協働促進

新・拡	事業名	再掲	22現計	23予算額	担当課室名
	NPOと行政の協働会議		416	400	協働推進室(ボランティアプラザ)
	ボランティア基金助成 (行政・NPO協働事業助成(NPO提案型))	再	12,000	8,000	協働推進室(ボランティアプラザ)
	地域づくり活動情報システム「コラボネット」の運用 (地域づくり活動登録機能・ボランティア活動支援ナビ機能)	再	3,344	3,039	協働推進室(ボランティアプラザ)
	地域づくりネットワーク会議の開催		154	154	協働推進室(ボランティアプラザ)
	青少年を守り育てる県民スクラムの充実		1,447	1,447	青少年課
	NPOと行政の子育て支援会議運営事業		17,886	20,960	少子政策課
	地球環境時代に適応した新しいライフスタイル展開推進事業		3,190	3,110	環境政策課

地域ぐるみの主体的な取組に対する支援

新・拡	事業名	再掲	22現計	23予算額	担当課室名
新	地域づくり活動支援事業	再	-	127,000	協働推進室
	地域づくり活動応援事業	再	55,812	53,341	協働推進室・各県民局
	地域づくり活動サポーターの設置	再	24,260	24,190	協働推進室
	県民交流広場事業の展開	再	2,196,060	1,490,131	県民生活課・各県民局
	生涯学習情報プラザの運営	再	25,450	25,689	県民生活課
	ひょうごインターキャンパスの運営	再	8,760	7,283	県民生活課
	ふれあいの祭典の開催		9,700	9,000	県民生活課
	若者ゆうゆう広場事業	再	4,493	3,067	青少年課
	「子どもの冒険ひろば」事業	再	7,844	28,200	青少年課
	子どもの遊び場・若者の居場所づくり活動支援強化事業		64,832	73,373	青少年課
新	「お父さんプロジェクト」の推進		-	8,969	男女家庭課
	まちづくり防犯グループの活動支援		29,000	38,000	地域安全課
	地域安全まちづくり推進員設置事業	再	2,175	1,669	地域安全課
	防災力強化県民運動の展開		2,570	2,570	防災企画課
	まちの寺子屋プロジェクトの推進	再	738	664	少子政策課
拡	子育て応援ネット等の推進	再	10,319	16,232	少子対策課
	まちの子育てひろば事業の推進	再	17,886	60,626	少子対策課
	生物多様性ひょうご戦略の推進		9,200	3,998	自然環境課
	都市農村交流連携促進事業	再	2,000	1,500	楽農生活室
	地域コミュニティ支援事業		20,945	29,117	復興支援課
	「スポーツクラブ21ひょうご」活動支援事業		3,986	3,605	スポーツ振興課

	「農都こうべ」交流活動への支援		200	200	神戸県民局神戸農林水産振興事務所
	「農都ふれあい隊」活動への支援		300	300	神戸県民局神戸農林水産振興事務所
	「食農まなび隊」活動への支援		300	300	神戸県民局神戸農林水産振興事務所
新	災害に強い企業づくりへの支援		-	1,000	阪神南県民局総務企画室
	阪神南地域づくり防犯キャンペーン (地域防犯マップづくり研修会等)		800	450	阪神南県民局総務企画室
	廃棄物不適正処理未然防止対策の推進 (地域ぐるみ未然防止活動)		1,134	500	阪神北県民局県民協働室
	東播磨まちの子育てひろば事業の推進	再	436	272	東播磨県民局県民生活部加古川健康福祉事務所
	不法投棄を許さない地域づくり推進事業		983	729	北播磨県民局県民生活室
	こころ豊かな美しい西播磨実践交流大会開催事業		100	300	西播磨県民局県民室
新	たじま子育て元気アップ事業		-	237	但馬県民局県民協働室
拡	「あわじ総合緑花プラン」の推進		2,477	2,300	淡路県民局洲本土木事務所

(2) 人材

多様な主体による活動の裾野拡大(学習・体験・活動機会の提供、普及啓発等)

【 共通 】

新・拡	事業名	再掲	22現計	23予算額	担当課室名
	のじぎくボランティアネットワークの運営		189	171	協働推進室(ボランティアプラザ)
	ボランティア基金助成(県民ボランティア活動助成)		90,000	90,000	協働推進室(ボランティアプラザ)
	ボランティア基金助成(立ち上げ支援助成)		2,100	900	協働推進室(ボランティアプラザ)
	ひょうご県民ボランティア活動賞		100	100	協働推進室
	くすのき賞・こうのとりの賞		1,664	1,596	協働推進室・各県民局
	ひょうごインターキャンパスの運営		8,760	7,283	県民生活課
	「参画と協働ガイドブック」を活用した県民への普及・啓発		-	-	県民生活課
	地域再生応援事業		8,500	10,425	ビジョン課
	ユニバーサル社会づくり普及推進事業		1,037	933	障害者支援課
	ボランティア振興事業 (ボランティア・福祉学習推進事業)		7,588	7,588	福祉法人課
	ひょうごの環境学習・教育の総合的推進		41,053	18,971	環境政策課
	コミュニティ・ビジネス等総合支援事業	再	75,077	72,169	しごと支援課
	農村ボランティア活動の支援		5,846	4,430	楽農生活室
	森林ボランティアの育成		948	948	豊かな森づくり課
新	援農ボランティアの育成		-	44	阪神北県民局阪神農林振興事務所
新	「都市農業応援隊(農援隊)」による交流活動		-	781	阪神北県民局阪神農林振興事務所
	「中播磨地域活動交流メッセ」の開催		700	1,000	中播磨県民局県民室
	生活創造活動グループの活動支援		134	134	中播磨県民局県民室
	西播磨フロンティア祭2011(第10回記念大会)の開催		6,721	4,800	西播磨県民局元気づくり参事
	淡路くらしのひろば展の開催		350	350	淡路県民局県民生活室

【 シニア・団塊世代・勤労者 】

新・拡	事業名	再掲	22現計	23予算額	担当課室名
	団塊世代地域づくり活動支援事業	再	1,000	1,000	協働推進室
	地域高齢者大学の運営		8,047	0	県民生活課
	いなみ野学園の運営		32,395	37,207	県民生活課
	阪神シニアカレッジの運営		53,214	53,605	県民生活課
	県民交流広場事業の展開 (高齢者大学OB等による団塊・シニアの広場デビュー支援)		2,196,060	1,490,131	県民生活課・各県民局
	生涯学習リーダーバンクの設置		-	-	県民生活課
	まちの寺子屋プロジェクトの推進		738	664	少子政策課
	ひょうご勤労者ボランティアシステム推進事業		22,265	22,297	労政福祉課
	コミュニティ・ビジネス等総合支援事業	再	75,077	72,169	しごと支援課

【若者・子ども】

新・拡	事業名	再掲	22現計	23予算額	担当課室名
	ひょうご青少年社会貢献活動認定制度の推進		2,134	1,000	青少年課
	「ひょうご・子ども若者応援団」普及活動促進事業		29,192	29,463	青少年課
	高校生献血ボランティア推進事業		394	282	薬務課
	薬物乱用防止対策啓発事業		1,912	1,700	薬務課
	高校生地域貢献事業 - トライやる・ワーク -		74,250	64,160	高校教育課
	若者のボランティア活動活性化事業～阪神北青少年フェスタ2011の開催		300	170	阪神北県民局県民協働室
	丹波の森若者塾の実施		800	720	丹波県民局県民室

【企業】

新・拡	事業名	再掲	22現計	23予算額	担当課室名
	企業社会貢献活動促進事業 (企業の社会貢献活動紹介ホームページ・事例発表会)		59	59	協働推進室(ホランタリ・プラザ)
	建設工事等入札参加資格における社会貢献企業の優遇措置		-	-	契約管理課

活動のリーダー・専門家の養成・活用

新・拡	事業名	再掲	22現計	23予算額	担当課室名
	地域づくり活動サポーターの設置		24,260	24,190	協働推進室
	生活創造センター構想の推進	再	14,080	7,645	県民生活課
	推進員等の活動への支援		-	-	県民生活課
	ふるさとひょうご創生塾の開設		5,772	5,511	県民生活課
	「子どもの冒険ひろば」事業		7,844	28,200	青少年課
	こころ豊かな人づくり500人委員育成事業の推進		9,598	6,000	青少年課
新	男女共同参画リーダー養成講座の開催		-	583	男女家庭室
	地域安全まちづくり推進員設置事業		2,175	1,669	地域安全課
	まちの寺子屋プロジェクトの推進	再	738	664	少子政策課
	里親制度の推進		3,921	3,494	児童課
	地域のくらし安全強化対策事業		4,578	4,546	消費生活課
	いずみ会のリーダー養成と組織育成・活動支援		2,900	2,771	健康増進課
	ボランティア振興事業 (ボランティア・福祉学習推進事業)	再	7,588	7,588	福祉法人課
	共生博物館地域研究員養成事業		423	423	社会教育課
	六甲山系の里山再生と利活用事業 (森林ボランティア指導者等の現地実践研修)		136	200	神戸県民局神戸農林水産振興事務所
	阪神地域キャンパス・クリエイター支援事業		2,020	2,000	阪神南県民局阪神活性化参事、 阪神北県民局県民協働室
拡	まち・むら交流「北はりま魅力発信」の推進事業		3,056	4,032	北播磨県民局まちむら交流参事
新	自主防災組織活性化支援事業		-	320	但馬県民局総務企画室
新	たんば地域学習応援セミナーの開催		-	210	丹波県民局総務企画室
	消費生活サポーターの設置支援事業		300	190	丹波県民局県民室

(3) 活動資金等**多様な活動に対応した助成等**

新・拡	事業名	再掲	22現計	23予算額	担当課室名
	ひょうごボランティア基金の運用・各種助成		140,000	104,900	協働推進室(ボランティアプラザ)
	(県民ボランティア活動助成)	再	90,000	90,000	協働推進室(ボランティアプラザ)
	(フロンティア事業助成)		14,000	5,000	協働推進室(ボランティアプラザ)
	(特定課題対応助成)		4,000	1,000	協働推進室(ボランティアプラザ)
	(立ち上げ支援助成)	再	3,000	900	協働推進室(ボランティアプラザ)
	(行政・NPO協働事業助成(NPO提案型))		12,000	8,000	協働推進室(ボランティアプラザ)
新	地域づくり活動支援事業		-	127,000	協働推進室
	地域づくり活動応援事業		55,812	53,341	協働推進室・各県民局
	NPO活動応援貸付制度		37,113	36,200	協働推進室(ボランティアプラザ)
	県民交流広場事業の展開		2,196,060	1,490,131	県民生活課・各県民局
	若者ゆうゆう広場事業		4,493	3,067	青少年課
	子どもの冒険ひろば事業	再	7,844	28,200	青少年課
	ふるさと芸術文化発信サポート事業		4,410	5,220	芸術文化課
拡	子育て応援ネット等の推進		10,319	16,232	少子対策課
	コミュニティ・ビジネス等総合支援事業	再	75,077	72,169	しごと支援課
	都市農村交流連携促進事業		2,000	1,500	楽農生活室
	県民まちなみ緑化事業		547,184	533,000	都市政策課・各県民局

活動資源(人材・資金・資機材・スペース等)の調達・分配

新・拡	事業名	再掲	22現計	23予算額	担当課室名
	地域づくり活動情報システム「コラボネット」の運用 (地域づくり活動登録機能・ボランティア活動支援ナビ機能)		3,344	3,039	協働推進室(ボランティアプラザ)
	ひょうごボランティア基金の運用・各種助成	再	140,000	104,900	協働推進室(ボランティアプラザ)

(4) 情報・ノウハウ**情報・ノウハウの集約・一元的提供等**

新・拡	事業名	再掲	22現計	23予算額	担当課室名
	地域づくり活動情報システム「コラボネット」の運用 (地域づくり活動登録機能・ボランティア活動支援ナビ機能)	再	3,344	3,039	協働推進室(ボランティアプラザ)
	のじぎくボランティアネットの運営	再	189	171	協働推進室(ボランティアプラザ)
	企業社会貢献活動促進事業 (企業の社会貢献活動紹介ホームページ・事例発表会)	再	59	59	協働推進室(ボランティアプラザ)
	こころ豊かな美しい兵庫をめざす運動啓発事業 (県民運動情報誌ネットワークの発行)		5,920	5,652	協働推進室
	ひょうごインターキャンパスの運用	再	8,760	7,283	県民生活課
新	ひょうごポイント推進事業		-	2,000	情報企画課
拡	まちの子育てひろば事業の推進		26,434	60,626	少子対策課
拡	子育て応援ネット等の推進	再	10,319	16,232	少子対策課
	東播磨まちの子育てひろば事業の推進 (まちの子育てひろば事業情報の発信)		436	272	東播磨県民局加古川健康福祉事務所

相談・コーディネート

新・拡	事業名	再掲	22現計	23予算額	担当課室名
	地域づくり活動サポーターの設置	再	24,260	24,190	協働推進室
	団塊世代地域づくり活動支援事業	再	1,000	1,000	協働推進室
	生活創造センター構想の推進	再	14,080	7,645	県民生活課
	県民交流広場事業の展開(コミュニティ応援隊)	再	2,196,060	1,490,131	県民生活課・各県民局
	生涯学習情報プラザの運営	再	25,450	25,689	県民生活課
	青少年愛護活動推進員等の設置		22,934	23,089	青少年課
	若者ゆうゆう広場事業(居場所づくり調整員)	再	4,493	3,067	青少年課
拡	まちの子育てひろば事業の推進	再	26,434	60,626	少子対策課
	ファミリーサポートセンター事業		7,425	6,405	少子対策課
拡	まちの子育てひろば事業の推進	再	26,434	60,626	少子対策課
新	「まちかど子育て相談員」事業		-	5,067	少子対策課

県民ボランティア活動支援施策の推移

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
交流・ネットワーク											
		ひょうごボランティアスクエア21 NPOと行政の協働会議									地域づくりネットワーク会議
人材育成											
活動資金 支援											
情報提供・ 相談											
調査研究											

県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）

未曾(ぞ)有の被害をもたらした阪神・淡路大震災では、多くの掛け替えのない人命と住み慣れた街並みが失われた。この震災の経験は、これまで築き上げてきた既存の社会システムの脆(ぜい)弱さを気付かせるとともに、来るべき21世紀の社会の在り方を私たちに問い掛けた。他方、家族や地域における身近な人々の助け合いは、コミュニティの大切さを改めて認識する契機ともなった。さらに、県内はもとより、国内外から駆け付けてくれた数多くのボランティアや各種団体の活動のうねりは、新しい時代の芽生えを感じさせ、私たちに明るい希望を与えてくれた。

兵庫県ではこれまでも、福祉の増進、まちづくり、環境の保全等地域の課題の解決に向けて、地方公共団体や事業者等とも連携しつつ、県民の自発的で自律的な取組である県民運動が各地で繰り広げられるとともに、真の豊かさの実現に向けて、県民が主体的に行動する幅広い生活創造の活動が展開されてきた。このようにして培われてきた豊かな人間関係や相互協力の組織の存在が、地域の課題の解決への大きな礎となるとともに、阪神・淡路大震災では、被災者の支援や被災地の復興を支える役割を果たしてきた。

これらの経験を踏まえて、今後の社会の在り方を見据えたとき、県民一人一人やボランティア団体等による自発的で自律的な活動を積極的に評価するとともに、これらの活動の更なる発展に向けた取組が不可欠であると理解することが重要である。すなわち、今後の本格的な成熟社会においては、県民一人一人から始まる自発的で自律的な活動が社会を支え発展させていく新たな原動力となる。そのような理解の下、私たちは、公的な領域と私的な領域の中間に位置する公共的領域における活動を担うボランティアセクターを社会の中に確立することを重要な課題として位置付ける必要がある。

ここに、阪神・淡路大震災に際してのボランティアの活躍が制定の契機となった特定非営利活動促進法の施行に当たりボランティアな活動の大切さを改めて認識し、この活動を促進するための基本的な施策を定めるとともに、同法の施行に必要な事項を定め、もって県民の相互協力の下に、自由で調和ある自律社会の形成を図るため、この条例を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この条例において「県民ボランティア活動」とは、県民が行い、又は県民のために行われる自発的で自律的な活動であって、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とするもの(次に掲げるものを除く。)をいう。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
- (4) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

2 この条例において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。

(県の責務)

第2条 県は、県民ボランティア活動の促進のための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町が実施する県民ボランティア活動の促進のための施策を援助し、かつ、その総合調整を図るものとする。

(市町の責務)

第3条 市町は、当該市町の区域の状況に応じた県民ボランティア活動の促進のための施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する県民ボランティア活動の促進のための施策に協力するものとする。

(県民の理解)

第4条 県民は、県民ボランティア活動が地域社会に果たす意義を認識し、県民ボランティア活動に対する理解を深めるよう努めるものとする。

(事業者の配慮)

第5条 事業者は、その事業活動が地域社会と密接な関係にあることを自覚し、県民ボランティア活動の円滑な実施に配慮するよう努めるものとする。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第6条 知事は、県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本的な事項
- (2) 県民ボランティア活動の機会の提供及び基盤の整備に関する事項
- (3) 県が県民ボランティア活動の促進のための施策を実施するに当たり配慮すべき重要事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する重要事項

3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第1条第1項に規定する県民生活審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(施策における配慮)

第7条 県は、県民ボランティア活動の促進のための施策を実施するに当たっては、県民ボランティア活動に関する自発的意思を尊重するよう配慮するものとする。

第3章 基本的施策

(情報の提供)

第8条 県は、県民が県民ボランティア活動に対する理解を深めることができるようにするとともに、県民の県民ボランティア活動への参加及び県民ボランティア活動の円滑な実施を促進するため、県民ボランティア活動に関する情報を提供するよう必要な施策を講ずるものとする。

(学習機会の確保)

第9条 県は、県民が県民ボランティア活動を円滑に行うことができるようにするため、県民ボランティア活動に関する学習の機会を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

(交流の促進)

第10条 県は、県民ボランティア活動を行うものの相互の交流の促進が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(協働による地域課題の解決)

第11条 県は、協働による地域の課題の解決を図るため、県、市町、県民ボランティア活動を行うもの、事業者等が相互に協力及び連携を行うことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査、開発等の推進)

第12条 県は、県民ボランティア活動の実態についての調査、県民ボランティア活動の円滑な実施を促進するための手法の開発等を推進するよう努めるものとする。

(支援拠点の整備)

第13条 県は、県民ボランティア活動の促進のための施策を効果的に実施するため、県民ボランティア活動の支援の拠点の整備を推進するよう必要な施策を講ずるものとする。

(県民の意見の反映)

第14条 県は、県民ボランティア活動の促進のための施策の適切な策定及び実施に資するため、県民の意見を県の施策に反映させるよう必要な施策を講ずるものとする。

(県民ボランティア活動の促進のための措置)

第15条 県は、第8条から前条までに規定するもののほか、この条例の趣旨にのっとり、県民ボランティア活動の促進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 法の施行

(設立の認証の申請)

第16条 法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名
- (3) 特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
- (4) 定款に記載された目的

- 2 法第 10 条第 1 項第 2 号八の規定による条例で定める書面は、次のとおりとする。
 - (1) 当該役員が住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の適用を受ける者である場合にあっては、同法第 12 条第 1 項に規定する住民票の写し又は当該役員の住所に係る同項に規定する住民票記載事項証明書
 - (2) 当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない者であり、かつ、外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)の適用を受ける者である場合にあっては、同法第 4 条第 1 項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市にあっては、区)の長が発給する文書
 - (3) 当該役員が前 2 号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書
- 3 前項第 3 号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。
- 4 第 2 項各号に掲げる書面は、申請の日前 6 月以内に作成されたものでなければならない。
- 5 法第 10 条第 1 項に規定する書類のうち、同項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げるものには、それぞれ副本を添えなければならない。

(縦覧の公告)

第 17 条 法第 10 条第 2 項(法第 25 条第 5 項及び法第 34 条第 5 項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による公告は、兵庫県公報に登載して行うものとする。

2 前項の公告は、法第 10 条第 2 項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 縦覧期間
- (2) 縦覧場所

(設立登記の届出)

第 18 条 法第 13 条第 2 項の届出書の様式は、規則で定める。

(電磁的方法による表決)

第 18 条の 2 法第 14 条の 7 第 3 項の規定による電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって条例で定めるものは、同項に規定する内閣府令で定める方法とする。

(役員の変更等の届出)

第 19 条 法第 23 条第 1 項の規定により役員の変更等の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名
- (2) 変更年月日
- (3) 変更の内容

2 法第 23 条第 2 項の規定により提出する第 16 条第 2 項各号に掲げる書類は、前項の届出の日前 6 月以内に作成されたものでなければならない。

(定款の変更の認証の申請)

第 20 条 法第 25 条第 4 項の申請書の様式は、規則で定める。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第 25 条第 4 項の規定により添付する変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに法第 26 条第 2 項の規定により添付する法第 10 条第 1 項第 2 号イに掲げる書類には、それぞれ副本を添えなければならない。

(軽微な事項に係る定款の変更の届出)

第 21 条 法第 25 条第 6 項の規定により軽微な事項に係る定款の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名
- (2) 変更の内容
- (3) 変更の理由

(事業報告書等の提出)

第 22 条 法第 29 条第 1 項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの 3 月以内に行わなければならない。

2 法第 29 条第 1 項の規定により提出する書類には、それぞれ副本を添えなければならない。

第 23 条 特定非営利活動法人は、次の表の左欄に掲げる手続が完了したときは、遅滞なく、当該手続の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

手続	書類
設立又は合併の認証を受けて行う設立又は合併の登記	当該認証に係る法第 10 条第 1 項第 1 号に掲げる書類、法第 13 条第 2 項(法第 39 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する登記に関する書類の写し及び法第 14 条に規定する設立の時の財産目録又は法第 35 条第 1 項に規定する財産目録
定款の変更の認証	当該認証に係る変更後の定款

(事業報告書等の閲覧)

第 24 条 法第 29 条第 2 項の規定により閲覧の請求をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 請求に係る特定非営利活動法人の名称
- (3) 請求に係る書類を特定するために必要な事項

2 前項の閲覧は、知事が指定する場所で行うものとする。

(解散の認定の申請)

第 25 条 法第 31 条第 2 項の規定により解散の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名
- (2) 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- (3) 残余財産の処分方法

(解散の届出)

第 26 条 法第 31 条第 4 項の規定により解散の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の名称
- (2) 清算人の氏名及び住所
- (3) 解散の理由
- (4) 残余財産の処分方法

2 前項の届出書には、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。

(清算人の届出)

第 27 条 法第 31 条の 8 の規定により清算人の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の名称
- (2) 清算人の氏名及び住所
- (3) 清算人が就職した年月日

2 前項の届出書には、清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。

(残余財産の譲渡の認証の申請)

第 28 条 法第 32 条第 2 項の規定により残余財産の譲渡の認証を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の名称
- (2) 清算人の氏名及び住所
- (3) 譲渡すべき残余財産
- (4) 残余財産の譲渡を受ける者

(清算終了の届出)

第 29 条 法第 32 条の 3 の規定により清算終了の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の名称
- (2) 清算人の氏名及び住所
- (3) 清算が終了した旨

2 前項の届出書には、清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。
(合併の認証の申請)

第30条 法第34条第4項の申請書の様式は、規則で定める。

2 第16条第2項から第5項までの規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

(合併の場合の財産目録等の備置き等)

第31条 法第35条第1項に規定する財産目録及び貸借対照表は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの主たる事務所に備え置かなければならない。

(合併登記の届出)

第32条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の届出書の様式は、規則で定める。

(身分証明書)

第33条 法第41条第3項の職員の身分を示す証明書の様式は、規則で定める。

(送付を受けた事業報告書等の閲覧)

第34条 第24条の規定は、法第44条第3項の規定による閲覧について準用する。

第5章 雑則

第35条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年12月1日から施行する。

附 則(平成15年3月17日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係る改正後の県民ボランティア活動の促進等に関する条例第22条第1項の規定の適用については、同項中「毎事業年度」とあるのは「毎年」とする。

附 則(平成17年3月10日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月7日条例第44号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。(後略)

「県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針」

1 県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本的な事項

(1) 基本方針の性格

ボランティアセクターを社会の中に明確に確立する必要がある。ボランティアセクターとは、公的な領域と私的な領域との中間に位置する公共的領域で見られるところの県民一人ひとりの自発的で自律的なボランティア活動の総体を指す。このボランティアセクターの一層の確立のためには、県民の自発的な活動の尊重と、行政の果たすべき役割及び行政が担うことを控えるべき分野を明らかにしておく必要がある。このことを踏まえ、県民ボランティア活動を促進するための施策の拠り所となる基本的な考え方を示す。

(2) 支援活動の範囲

県民ボランティア活動の広がりへの対応

現在、県内各地域では、福祉分野だけでなく、青少年活動、国際交流・協力、芸術文化、まちづくり、環境保全、災害支援など、様々な分野でボランティア活動が広がっており、その分野の広がりに合わせて対応を行っていく必要がある。

また、必要があれば、震災後、活発に活動しているNPO等と、それまで地域に根づき活動してきた自治会、婦人会等の既成の地縁団体、ボランティア団体や企業等との連携を図ることや、それらの団体等を支えることについて配慮する。

行政、ボランティアセクターが担うべき領域の整理

市民自律社会の実現に向けて、行政は、社会基盤の整備や基礎的なサービスの供給などの基本的な役割を担っていき、そのことにより、ボランティアセクターの担うべき領域が広がっていくことが望まれる。

このため、行政及びボランティアセクターが担うべき領域を明確に整理し、それぞれの機能が十分に発揮できる仕組みを構築する。これまで行政が過剰に関わってきた領域を、ボランティアセクターに委ねる環境づくりが必要である。

(3) 基本的な考え方

自発性・個別性などの尊重

県民ボランティア活動を行う県民や団体(以下、「活動団体等」という。)を支援するにあたり、それらの自発性や自律性を尊重し、ボランティアセクターの確立に努める。また、活動団体等では、有償・無償を問わず、様々な活動を行っており、その個別性を尊重した関わり方を行う。特に、社会情勢などの変化に伴う新しい課題に対し、活動団体等が柔軟かつ機動的に対応し、先駆的、開拓的な活動を行うことも認識しておく必要がある。

行政、企業、ボランティアセクターにおける各主体の協力関係のあり方

行政、企業、ボランティアセクターのそれぞれが成熟社会の担い手として確立し、相互に自律した関係として協力していくことが大切である。そのことにより、県民に対する社会的なサービスが相互に補完しあったり、相乗的に拡大することが期待される。

県民ボランティア活動の趣旨にのっとり、県民により身近な市町の役割の大切さを尊重しながら、一層の連携を進めるとともに、県独自の支援も行う。

2 県民ボランティア活動の機会の提供及び基盤の整備に関する事項

(1) 機会の提供に関する事項

県民ボランティア活動が広く県民に理解され、親しまれ、楽しく参加でき、活動の輪が広がっていくような機会の提供を行う。

気運の醸成

県民ボランティア活動は本来自発的に行われるものであり、自然に広がっていくものである。しかし、活動に興味はあるが、参加するきっかけがない者や、活動についてよく知らない者も多い。

このため、幅広い世代の県民に対し、県民ボランティア活動への理解を深め、参加を促すような普及啓発の実施、入門講座などを充実させるとともに、表彰などの顕彰事業を通じて活動の参加に向けた動機づけを図る。また、施策に携わる自治体職員や学習機会の少ない企業の経営者・従業員に対しても、県民ボランティア活動への理解を深めるための場を提供する。

有益な情報の提供

県民ボランティア活動に対する理解を深め、参加を促し、活動を促進させるためには、活動に関する多様な分野の情報を整理し、情報を求める県民や活動団体に必要な情報を提供することが必要である。特に、活動団体においては、運営に役立つ情報の提供を求めている。

このため、県民や活動団体の利便性に配慮しつつ、有益な情報として、「行政や財団等における助成金や補助金制度などの資金調達の情報」、「他の活動団体の情報」、「活動に必要とされる知識や技術を習得するための研修や講習会の人材育成の情報」などを提供する。

多様なニーズに応じた講習会などの実施

県民ボランティア活動に必要な知識や技術は、参加者の年齢、経験、技術、能力などの状況によることから、各々の活動者の状況に応じた多種多様な学習機会を提供していくことが必要である。

このため、県や市町、社会福祉協議会、NPO等、学習機会を提供する機関相互の役割分担のもと、県民ボランティア活動を行おうとする県民、或いは既に行っているNPO等の活動団体の構成員等に対して、活動者の目的や活動内容などに応じた多様な講習会などの学習機会を体系的に提供するとともに、学習機関相互の連携に努める。

交流の促進

県民ボランティア活動を行おうとする県民に対し、参加の機会を提供するとともに、活動を行う者や団体相互の交流を促進していくことが重要である。また、行政、企業、活動団体相互の交流を図っていくことが必要である。

そのためにも、活動団体が、それぞれの分野において実施する交流イベントなどに対して、県として、必要に応じて後援などの支援を行っていくとともに、ネットワーク化の促進や情報発信できる機会を提供する。

学校等での体験機会の提供

県民ボランティア活動は、社会の一員として、人を思いやる心、ともに生きる心、地域を愛する心を培い、人のために活動することや創造することの喜びを実感するなど、その豊かな人間性を育む学習的意義は重要である。

このため、学校等を通じ、青少年期から県民ボランティア活動を理解し実践する機会を提供する。

(2) 基盤の整備に関する事項

県民ボランティア活動が成熟社会に根つき、広がるよう、その基盤となる活動環境の整備を行う。

調査、研究等の推進

県民ボランティア活動の状況など基礎的な情報を把握するとともに、活動団体と行政や企業等との関係のあり方、セクターの形成に向けた支援などについて、調査、研究を促進していくことが必要である。

このための調査、研究を行う。また、様々な機関、団体等と共同で研究を行うなど、より効果的な方法を検討していく。

支援拠点の整備

活動団体の立ち上げ期の支援及び自発的かつ自律的な活動を促進し、県民ボランティア活動が地域に密着するような環境づくりが必要である。

このため、全県的な活動支援拠点として、県民ボランティア活動支援センター(仮称)の整備を推進するとともに、市町等に対して、総合窓口の設置や公民館などの施設を各地域の活動拠点として活用するなどの環境整備を要請する。

また、各地域・各分野別における施設などを活用した支援拠点のネットワーク化や事業の連携を推進する。

リーダーやコーディネーターの養成

活動団体の活動を活性化していくためには、リーダーやコーディネーターの資質に負うところが大きい。

このため、交流会や研修などの場の提供を通じて、質の高いリーダーやコーディネーターを養成する。

実務のための支援

今後、活動団体が社会の中で一定の地位を占め、活動する過程において、法律、会計や税務などの諸問題が生じることが想定される。

このため、特定非営利活動法人の設立の認証相談、補助金や助成金に関する申請事務の相談のほか、特定非営利活動法人等に関する法律、会計や税務などの実務に対する個別相談や講習会などの支援体制を確立する。

財政支援方法の検討

活動団体等の自発性や自律性をふまえた財政支援の方法を検討する必要がある。特に、資金助成などの直接的な支援の場合、一時的に効果があったとしても、結果的には、その活動の自発性や自律性が損なわれることもある。

このため、財政支援の方法について検討する際には、活動団体等と行政との間の相互の自律した協力関係をふまえた協働を積極的に進めるとともに、事業委託や資金助成についての適切なあり方、活動資金の確保を容易にするための方法などを考慮していく必要がある。

社会環境の整備

県民ボランティア活動に参加しやすく、気持ちよく活動ができるようにするため、家庭や社会での理解を深めたり、活動するうえで困難となっている社会環境を整備していくことが必要である。

このため、事業者等に対し、その事業活動が地域社会と密接な関係にあることの理解を促し、ボランティア休暇制度の導入、ボランティア保険の加入などによって、県民ボランティア活動に取り組みやすい社会環境の整備に努めるよう協力を呼びかける。

県民運動の一層の展開

昭和62年以来、県民運動が県内各地域で繰り広げられてきており、この活動を通じて県民やボランティア団体の自発的で自律的な意識が育まれてきた。

このため、ボランティアセクターの形成に向けて、さらに、主体的な県民参加を促すよう、県民運動を一層充実させて展開していく。

3 県が県民ボランティア活動の促進のための施策を実施するにあたり配慮すべき重要事項

(1) 地域特性の配慮

兵庫県は広大な面積を有し、地勢、気候、風土が多彩であることから、各々の地域の特徴を生かした県民ボランティア活動が行われており、地域特性や個性豊かな活動の尊重を配慮する必要がある。

(2) 他府県、国、諸外国等の施策動向の配慮

他府県、国、諸外国等のボランティア活動の促進のための施策を見極めながら、本県の施策について配慮していく必要がある。

4 前3号に掲げるもののほか、県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する重要事項

(1) 推進体制の整備

活動団体等は、各分野にまたがることから、その促進施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備する必要がある。

(2) 時代の要請による対応(フォローアップ)

時代の要請によってボランティアセクターの役割や形態は変化することから、その時代の活動団体等の実態をふまえながら、本基本方針に基づく施策について、透明性を高めつつ、適宜、評価を加え見直しを行っていくことが必要である。